

2026年5月15日



各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 代表取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 遠藤 真見
(TEL 03-3384-0101)

グループ経営幹部社員に対するインセンティブ・プランの継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ経営幹部社員に対して2016年度より導入しているインセンティブ・プラン（以下「本制度」という。）である株式付与 ESOP 信託（以下「本信託」という。）の継続について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度の継続に伴う当社株式の取得にかかる追加拠出金の額および当社株式の取得時期、取得方法が決まりましたら、お知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本制度の対象となる経営幹部社員の当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的として本制度の継続を決定いたしました。
- (2) 本制度は、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて経営幹部社員に交付および給付（以下「交付等」という。）するインセンティブ・プランです。
- (3) 本制度は、経営幹部社員が当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。
- (4) 本制度の継続に伴う当社株式の取得にかかる追加信託金の額および当社株式の取得時期、取得方法につきまして、詳細が決まり次第公表いたします。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、本信託の信託期間を延長するとともに、以下のとおり制度の内容を一部改定いたします。なお、以下に記載する内容を除き、現行の本制度の内容を維持いたします。

(1) 対象期間および信託期間について

当社は、2025年3月期および2026年3月期の2年間を対象として、当社が金銭を拠出することにより設定した本信託を用いて本制度を導入しておりましたが、当該信託の信託期間の延長および追

加信託を行うことにより、本制度を継続し、当社が現時点で掲げる「経営ビジョン&戦略ストーリー2031」の対象となる事業年度のうち当初の3事業年度（2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度。以下「対象期間」という。）を対象として、経営幹部社員の職位および会社業績指数の目標達成度等の業績指標に応じて、当社株式等の交付等を行います。

また、本信託の延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。

（2）経営幹部社員が交付を受ける当社株式の数の算定方法

対象の経営幹部社員に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に職位に基づいて付与されるポイントを累積し、対象期間中の累積ポイント数に業績連動係数を乗じて算出されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（今般の改定直後の対象期間においては、ROE、EPS年平均成長率、TSRの業績指標に加え、当社の共創サステナビリティ経営を推進するためのESG評価指標を使用）の目標達成度等に応じて、0～110%の範囲で決定します。

なお、1ポイントは当社普通株式1株としますが、信託期間中に株式分割、株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率、併合比率等に応じた調整がなされます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 経営幹部社員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 経営幹部社員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託の期間 | 2016年8月29日～2026年8月末日（変更前）
2016年8月29日～2029年8月末日（予定）（変更後） |
| ⑧ 議決権行使 | 受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑨ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑩ 追加信託金の額 | 未定 |
| ⑪ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）または株式市場より取得 |
| ⑫ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑬ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上